



**令和6年4月1日より 建設業・トラック・バス・タクシー運転者、医師についても  
時間外労働の上限規制が適用となります!!**

働き方改革関連法による労働基準法の改正で導入された時間外労働の上限規制は、建設業、自動車運転者、医師の業務等については、令和6年3月31日まで適用が猶予されていますが、令和6年4月1日からは、それぞれの業務等に応じた新たな上限規制が適用されます。主な概要は次のとおりです。

**工作物の建設の事業** に適用となる上限規制 ✓ 災害時における復旧復興の事業を除き、一般労働者と同じ取扱いになります。

上限規制	今まで	これから
1ヶ月の限度時間（原則）	規制なし	45（42）時間
1ヶ月の限度時間超えは年6ヶ月が限度※(1)		適用
1ヶ月の時間外と休日労働の合計※(1)		100時間未満
時間外と休日労働の合計について2～6ヶ月平均時間※(1)		80時間以内
1年の限度時間（原則）		360（320）時間
1年の上限※		720時間

※(1) 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）に限ります。

建設業のうち、**災害時における復旧及び復興の事業には、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月までという規制は適用されます。

**自動車運転の業務** に適用となる上限規制 ✓ 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年間960時間となります。

上限規制	一般労働者	自動車運転者
1ヶ月の限度時間（原則）	45（42）時間	
1ヶ月の限度時間超、年6ヶ月が限度※(1)	適用	適用なし
1ヶ月の時間外と休日労働の合計※(1)	100時間未満	適用なし
時間外と休日労働の合計について2～6ヶ月平均時間※(1)	80時間以内	適用なし
1年の限度時間（原則）	360（320）時間	
1年の上限	720時間	960時間

自動車運転の業務には、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月まで

**医業に従事する医師** に適用となる上限規制 ✓ 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が最大1860時間となります。

長時間労働が必要となる指定区分ごとに異なる上限規制が適用され、それらの水準の適用を受ける医療機関は、時間外・休日労働を行わせる理由に応じて、都道府県知事から特例水準の指定を受ける必要があります。

医業に従事する医師には、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月まで

指定の種類	長時間労働が必要な理由	限度時間(原則) <一般の労働者と同じ>	年の上限時間 特別条項(休日労働含む)
A水準	原則(指定取得は不要)		960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	月45時間 (42時間)	通算で1860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	年360時間 (320時間)	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため		1,860時間
C-2水準	長時間訓練が必要な技能の習得のため		1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。  
※1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

**Q** 特例水準の指定を受けていませんが、今後特例水準の指定を申請するというので、特例水準の医師に関する36協定をあらかじめ締結しておいても良いですか？

**A** 特例水準の医療機関の指定を受けていない場合には、特例水準の医師に関する36協定を締結することはできません。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行い、36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間をしっかり管理していきましょう。  
《筆者：山本》

**お知らせ**

● **被扶養者状況リストによる被扶養者資格の再確認について**  
令和5年10月下旬から令和5年11月中旬にかけて、「被扶養者状況リスト」にて被扶養者の再確認を実施しております。ご協力をお願い致します。

● **令和5年10月1日から雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。**  
雇用保険関係の手続きにおいて押印不要となる手続きの範囲が拡大され、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。

● **昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されました。R5.10.1施行**

- **昇降設備**について（安衛則第151条の67関係）  
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、**2トン以上5トン未満のもの**が追加されます。
- **保護帽**について（安衛則第151条の74関係）  
荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。  
①最大積載量が**2トン以上5トン未満**の貨物自動車であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。  
②最大積載量が**2トン以上5トン未満**の貨物自動車であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せず荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

● **「年収の壁」への対応策について**  
①キャリアアップ助成金のコースの新設、②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外、③被扶養者認定の事業主証明による円滑化、④企業の配偶者手当の見直し促進などを行う旨が厚生労働省から公開されました。詳細が分かり次第、改めてご案内させていただきます。

**企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します**



**社会保険労務士法人 鍋島事務所**  
〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2  
TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298  
ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>  
E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

